

1. 対外経済改革要綱

(平成6年3月29日閣議決定)

内閣官房内閣外政審議室

対外経済改革要綱

〔平成6年3月29日〕
閣議決定

I. 基本方針

1. 国際社会との調和がますます重要性を増している一方、高齢化社会を迎える我が国経済社会の展望に照らし、国際社会に開かれた、質の高い実のある経済社会を実現するための改革を推進していくことが急務である。
2. 現在、世界経済は、一部先進国経済の回復の動きはあるものの、なお多くの国で深刻な失業問題を背景として、保護主義的な動きが根強い。そのような状況下で、大幅な経常収支黒字を抱える我が国に対しては、依然として閉鎖的な市場であるとの声が存在している。このような批判の中には、誤解に基づくものもあるが、改善すべき点は、我が国のために積極的に改善していくことが必要である。我が国は、引き続き内需主導型の経済運営に努めるとともに、規制緩和をはじめとする国内経済改革を推進することにより、市場機能を最大限発揮させる中で、経常収支黒字の十分意味のある縮小の中期的達成と競争力のある外国製品・サービス輸入の相当程度の増加に向けて効果的な手段を講じていくことが必要である。
3. また、こうした対応は、内外価格差の是正や消費者選択の多様化を通じて、国民生活の向上に資するとともに、活力と創造性に満ちた我が国経済の構築にとっても不可欠である。

II. 内需主導型の経済運営

我が国としては、経常収支黒字の十分意味のある縮小を中期的に達成することを意図して、力強く持続的な内需主導型の経済成長を促進するという中期的な目的を積極的に追求し、その関連で、我が国は、この目的を達成するために必要に応じ財政・金融面での措置を含む諸措置を採ることを再確認する。

1. 当面の経済運営

我が国は、先般、約6兆円の減税や第3次補正予算による追加措置を含む15兆円を超える史上最大規模の総合経済対策を策定した。また、平成6年度予算においても公共事業関係費や地方単独事業の伸びを確保するなど可能な限り景気に配慮しているところである。政府としては、こうした総合経済対策の着実な実施及び平成6年度予算の早期成立に努める。

2. 経常収支黒字の縮小

経常収支は為替レート、諸外国の景気動向、原油価格その他の外部要因の動向に左

右されるものであるものの、政府は上記のような政策運営の下で、我が国の経常収支黒字の縮小に向けて努力する。

我が国の経常収支については、平成5年の円ベースの黒字が過去3年間で初めて縮小に転じたところである。これは、輸出数量の減少と製品類を中心とした輸入数量の堅調な伸びによるものである。また、政府経済見通しにおいては、我が国の経常収支黒字は、平成5年度14.4兆円程度（実績見込み）に対し、平成6年度には13.8兆円程度と見込んでいる。その対国内総生産（GDP）比も平成4年度の3.4%をピークに次第に低下する傾向にある。なお、政府経済見通しに基づき試算すると、同比率は平成5年度には3.1%程度、平成6年度には2.8%程度となる。

3. 公共投資

高齢化が本格化する21世紀を控え、豊かで質の高い生活を支える発展基盤を構築する見地から、人口構成が若く、経済に活力のある間に社会資本整備を一層促進することが必要であり、その結果として対外不均衡の縮小にも資することが期待される。

このため、後世代に負担を残さないような財源の確保を前提とした公共投資基本計画の配分の再検討と積増しを含めた見直しに着手し、本年6月を目途に取りまとめに努める。

4. 税制

所得減税を含む税制改革については、本年6月中に結論が出されることとされている与党の協議も踏まえ、年内にその実現を図る。

なお、平成6年分の所得税の特別減税のための臨時措置法には、国会において、全会派一致で、「平成7年分以後の所得税については、速やかに、税制全般の在り方について検討を加えて税制改革を行い、抜本的な所得税の減税を行うものとする。」との条項が、修正追加されている。

III. 市場機能の強化と対日アクセスの改善

1. 規制緩和の推進

(1) 重点的な規制緩和の推進

我が国経済社会を国際的に開かれたものとし、中長期的に自己責任原則と市場原理に立つ自由な経済社会としていくことを基本とし、内需拡大や輸入促進を図り、国民生活の質の向上を目指し、併せて、新規事業の拡大、内外価格差の縮小等の経済的効果を期する観点から、公的規制の抜本的な見直しに重点的に取り組むこととする。主な検討項目及びその検討の基本的方向は、別紙1のとおりとする。検討に際しては、外国を含む民間事業者等の具体的な要望に十分留意し、以下の点を重視し検討を行い、その成果を本年6月末を目途に取りまとめるものとする。

① 市場アクセス改善の促進

外国事業者、外国製品等の我が国市場への参入を実質的に阻害している規制について、廃止又は阻害要素の除去を図る。

② 基準・認証制度の国際的整合化

基準・認証制度及び表示制度について、基準、内容等に関し、国際的な水準に整合したものとするとともに、原則として、国外認定又は海外データの受入れを行う。

③ 検査・検定制度の国際的整合化

輸入、国内販売又は国内使用に際して課せられる公的検査に関し、検査・検定基準についても同様とし、原則として、外国検査データの受入れ又は外国における検査結果の認容を行うとともに、各種法令に基づき同一対象に重複して課せられるものについては、検査・検定基準の整合化、二重検査の排除を推進する。

④ 手続等の簡素化・迅速化

許認可等審査基準、検査基準及び申請等における必要な書類、データ等の明確化を図るとともに、標準処理期間の明示を推進する。

(2) 行政改革推進本部における規制緩和への取り組み

上記(1)の検討を成果あるものとし、着実に推進するため、住宅・土地関係、情報・通信関係及び輸入促進・市場アクセス改善・流通関係規制については、行政改革推進本部に、それぞれ、作業部会を設置し、本年6月末を目途に規制緩和方策の取りまとめを行う。

(3) 計画的な規制緩和の推進

上記(1)及び(2)の成果を踏まえつつ、公的規制の見直しを計画的に進めることとし、経済的規制については原則自由・例外規制、かつ、社会的規制については本来の政策目的に沿った必要最小限のものとするを基本的な考え方として、抜本的な見直しを行う。このため、平成6年度内に、政府として、5年を期間とする「規制緩和推進計画」（仮称）を策定する。

これに当たり、平成6年度早期に同計画の策定に係る基本指針を策定し、これにより各省庁における所管行政に係る公的規制の見直しを推進する。

また、届出、報告等に係る国民の負担の軽減に効果的に取り組むこととし、上記の「規制緩和推進計画」の一環として、新たな負担軽減推進方策を策定する。

(4) 強力な第三者機関の設置

政府による規制緩和の実施状況を監視するため、次のとおり、法律に基づく強力な第三者機関として「行政改革委員会」を設置することとし、今国会に提出した同委員会設置法案の早期成立を期する。

① 総理府に設置し、総理の直接の指導力の発揮を可能とするものとする。

② 優れた識見を有する民間有識者により構成し、中立的かつ客観的な立場から、政府による施策の実施状況を監視し、その結果に基づき、意見表明、勧告を行うものとする。また、このために必要な意見聴取、調査等を行うとともに、行政監察組織を活用し得るものとする。

③ 独立の事務局を有し、活動の中立性を確保する。

なお、同委員会の活動に当たっては、外国を含む民間等の意見・要望に留意するものとする。

(5) 既往決定措置の早期かつ着実な実施

「今後における行政改革の推進方策について」（平成6年2月15日閣議決定）に

基づく具体的な規制緩和措置については、別紙2に掲げるものを始めとして、早期かつ着実に実施に移す。

これらの実施に当たり、今国会に必要な法律案を提出し、その成立を期する。

また、これら法律案の提出に当たり、その相当件数については、規制緩和に関する一括法案として提出する。

(6) 行政手続の透明性、公正の確保の推進

許認可等の行政処分に係る手続及び行政指導の透明性の向上、公正の確保に関し、第128回国会で成立した行政手続法を本年10月を目途に施行する。同法の円滑かつ的確な施行と徹底に向け、施行準備及び周知活動の充実を図る。また、同法の施行後においては、その施行状況調査等の充実を図り、同法の定着に努める。

2. 競争政策の積極的展開

公正かつ自由な競争を一層促進することにより、我が国市場をより競争的かつ開かれたものとするため、競争政策の積極的展開を図る。

(1) 独占禁止法の厳正な運用

公正取引委員会は、事業者及び事業者団体の独占禁止法違反行為に対し、引き続き厳正に対処する。

また、公正取引委員会は、国民生活に広範な影響を及ぼす悪質かつ重大な違反行為等については、積極的に刑事処罰を求めて告発を行う。

(2) 公正取引委員会の審査体制の強化

独占禁止法の執行力強化のため、公正取引委員会の審査体制を一層整備することとし、平成6年度においては、独占禁止法違反被疑行為に関する情報収集体制及び事件処理体制を強化するため、事務局の審査部門の定員を17名(9%)増加させるとともに、情報収集部門、地方事務所の事件処理部門等の機構の拡充・整備を図ることとしているが、今後とも引き続き審査部門の充実・強化を図る。

(3) 談合防止のための「入札ガイドライン」の策定等

① 「入札ガイドライン」の策定

入札談合に関して引き続き独占禁止法に基づき厳正に対処するとともに、入札談合の未然防止の徹底を図るため、公正取引委員会は、新たに、公共工事、物品調達等を含む公共的な入札全般に係る事業者及び事業者団体の活動を対象として、独占禁止法との関係について基本的な考え方を示すとともに、具体例を挙げて、「原則として違反となるもの」、「違反となるおそれがあるもの」及び「原則として違反とならないもの」に分類して提示した「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」(入札ガイドライン)を策定する。

同ガイドラインについては、原案を本年3月4日に作成・公表したところであるが、それに対する内外の関係各方面からの意見を参酌の上、本年夏を目途に最終的なガイドラインを策定する。同ガイドラインの策定に伴い、現行の「公共工事に係る建設業における事業者団体の諸活動に関する独占禁止法上の指針」は廃止する。

② 入札談合情報の処理システムの整備

入札談合の疑いがある場合の公正取引委員会への通知等を含めた手続の流れについての調達機関によるマニュアル化、「公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官会議」の一層の活用等により、調達機関及び一般からの入札談合情報の処理システムの整備を図る。

③ 公正な調達のための研修プログラムの実施

調達機関は発注担当官に対して公正な調達を行うための研修プログラムを実施し、公正取引委員会は調達機関の発注担当官に対して入札談合の未然防止や公正かつ自由な競争の促進の観点から研修プログラムを実施するとともに同様の観点から調達機関が行う研修プログラムに対し支援する。

(4) 「事業者団体ガイドライン」の改定

公正取引委員会は、事業者団体の独占禁止法違反行為に対し、引き続き厳正に対処するとともに、事業者団体の活動による独占禁止法違反行為の未然防止の徹底を図るため、内外事業者についての参入制限、事業活動制限その他競争制限的行為の排除等に関する「事業者団体問題研究会報告書」（平成5年3月公表）の指摘等を踏まえて「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」（事業者団体ガイドライン）の改定作業を進める。

(5) 適用除外制度を原則廃止する観点からの見直し

本年2月の「今後における行政改革の推進方策について」において決定されたとおり、個別法による独占禁止法の適用除外カルテル等制度について、5年以内に原則廃止する観点から見直しを行い、平成7年度末までに結論を得るとともに、再販売価格維持制度についても、同様の観点から見直しを行い、再販指定品目については、平成10年末までに、すべての商品を取り消す方向で見直しを進める。

個別法による独占禁止法の適用除外カルテル等制度の見直しについては、「独占禁止法適用除外制度見直しに係る関係省庁等連絡会議」を開催し、見直し作業の積極的推進を図っている。

(6) 景品規制の見直し・明確化

公正取引委員会は、我が国市場における公正な競争の確保・促進を図っていく等の競争政策の観点から、景品規制の見直し・明確化に関する検討を進める。

(7) 取引慣行の調査等

① 公正取引委員会は、事業者間取引において公正な競争を阻害するような取引が行われないよう引き続き監視を行い、関係するガイドラインに示された考え方に従い、独占禁止法に基づき厳正に対処する。

② 公正取引委員会は、個別業種の事業者間取引について競争政策の観点より従来から順次実施している実態調査を、現在は農薬及び合成ゴムの2業種について行っており、本年夏を目途に取りまとめる。

公正取引委員会は、輸入消費財や輸入原材料を使用し、又は価格が大幅に低下している輸入品と競合する消費財及び生産財の取引について競争政策の観点から実施している調査を、早急に取りまとめる。

公正取引委員会は、大規模小売業者の取引慣行について競争政策の観点から実

施している調査を、本年夏を目途に取りまとめる。

公正取引委員会は、これらの調査の結果、競争阻害的慣行・行為が認められた場合には、必要な改善措置を採る。

(8) 内外価格差調査

関係省庁は、内外価格差調査を充実、実施し、必要に応じ、競争促進のための適切な措置を講ずる。

3. 輸入・投資の促進

(1) 規制緩和の推進

輸入の促進、対内投資の促進を図っていくためには、外国事業者、外国製品等の我が国市場へのアクセスを一層改善していくことが極めて重要であることから、1. 規制緩和の推進の(1)及び(2)に基づき、輸入・投資の促進に資する具体的な規制緩和方策について、本年6月末を目途に行政改革推進本部において取りまとめることとする。

(2) 輸入・投資促進のための支援措置

① 輸入促進

我が国は、従来から他の国には例をみない輸入拡大策を講じてきており、輸入品に対する特例的な優遇措置である製品輸入促進税制、政府系金融機関による低利融資制度、日本市場に参入しようとする外国企業への公的支援等、幅広い措置を実施しているところである。

昨年10月、内閣総理大臣を議長とする貿易会議において、「輸入拡大基本方針」を決定したところであるが、輸入拡大の重要性がますます高まっている状況に鑑み、下記項目を柱とする「1994年度輸入拡大行動計画」（別紙3）を実施することとする。

(a) 税制・金融措置による輸入促進インセンティブ

(b) 外国企業、外国政府の対日輸出努力に対する支援

(c) 輸入関連インフラ等の整備 等

② 投資促進

対内投資の拡大は、内外の企業による多様な競争を通じて、国内経済の活性化と消費者選択の拡大につながるとともに、世界に開かれた我が国経済社会の形成にも資するものである、との観点から、特別の立法措置を講ずる等積極的な優遇策を講じてきているところである。

我が国への外国・外資系企業の進出と定着を促進するためには、その投資環境及び生活環境の一層の改善を図っていくことが重要であることから、こうした施策を周知させるとともに、その着実な実施を強力に推進するため、下記項目を柱とする「1994年度対内投資促進行動計画」（別紙4）を実施することとする。

(a) 税制・金融措置による対日投資促進

(b) 外国企業による対日投資に対する支援 等

(3) OTO及び貿易会議の積極的活用等

① 本年2月、内閣総理大臣を本部長とする市場開放問題苦情処理対策本部の設置

及び外国人を含む学識経験者からなる市場開放問題苦情処理推進会議の開催により、O T Oを充実・強化したところであり、国際規格・基準への整合化等の原則に基づき、従前以上に迅速かつ確な苦情処理の確保に努めるとともに、O T O ミッションの派遣、在日外国公館等との意見交換等により諸外国の意見を積極的に聴取してO T Oを通じた市場アクセスの一層の改善を図る。

同推進会議において、外国人事業者等の問題提起を受けて我が国の基準・認証制度等に関する意見を本年4月中を目途に取りまとめ、政府として、この意見を最大限尊重した対応を速やかに採る。

- ② 本年5月ないし6月に貿易会議を開催し、外国人を招聘して、対日市場アクセスに関する規制緩和や政策的措置の改善に関する意見を直接聴取し、行政改革推進本部輸入促進・市場アクセス改善・流通作業部会等の検討に反映させる。
- ③ 対内投資促進のための新たな政策の立案を行っていく上での意見集約及び関連施策の周知を図るため、外国企業、関係省庁、民間経済団体等からなる対日投資会議（仮称）を平成6年度から発足させる。

4. 政府調達改善

我が国の政府調達については、更に一層透明性、公正性及び競争性の高い調達手続とするとともに競争力のある内外の供給者等がより容易に市場参入できるよう、本年2月3日に我が国の自主的措置として「政府調達に関するアクション・プログラム」（参考1）を決定し、今後の所要の措置を講ずることとしたので、その着実な実施を推進する。

上記アクション・プログラムに基づき、以下の措置を講ずる。

(1) 「物品に係る政府調達手続について（運用指針）」の策定・実施

「政府調達に関する協定」及び我が国会計法令との整合性を確保しつつ供給者利便の向上、競争力のある内外の供給者の市場参入機会の拡大及び手続の透明性の徹底を図ることを目的として、本年3月28日、調達手続面における以下の措置を講ずることとする「物品に係る政府調達手続について（運用指針）」（参考2）を決定した。同措置は平成6年度当初予算に係る調達から実施することを基本とする。

① 適用範囲の拡大

上記運用指針の適用範囲については、対象機関の拡大（新協定で対象となる見込みの19機関も自主的に前倒し実施）及び基準額の自主的引下げの継続（我が国は自主的に10万SDR以上の調達契約を対象）を行う。

② 中立的な技術仕様の策定を確保するための手続の整備及び透明性の徹底

一定の大型調達案件について、技術仕様を策定するに当たり透明性、公正性及び無差別性を確保する観点から、市場調査のための資料提供招請及び調達前の意見招請の手続（官報公示等）を新たに定める。

③ 前広かつ平等な情報提供を図ることによる競争力のある内外の供給者の市場参入機会拡大の推進

セミナーにおける中長期的な調達関連情報の発表及び公表、年度当初より10万SDR以上の調達案件を各調達機関で公表、政府調達情報のデータ・ベース化と

合わせて同情報を日本貿易振興会を通じ内外の供給者に幅広く提供する等の措置を実施する。

④ 一般競争契約の積極的活用及び指名競争契約・随意契約の縮減

内外無差別原則の下、一般競争契約を原則としている現行制度の趣旨に則して指名競争契約及び随意契約を縮減することとし、これを担保するため随意契約締結前の情報の公表（官報公示）、指名競争契約における指名業者名の公示等の手続を新たに定める。

⑤ レビュー及びフォロー・アップ

上記運用指針の着実な実行を確保するため、実施のためのガイドライン及び具体的スケジュールを策定するとともに、毎年実施状況をレビューする。その際、内外の供給者及びこれを代表する団体から意見・要望を徴取する機会を設ける。

(2) 苦情処理体制・手続の整備

当面の措置として物品全般の政府調達に関する苦情処理については、中立の「政府調達審査委員会」による苦情処理手続を上記運用指針中に新たに設け、もって政府調達手続の運用に関し、透明性、公正性及び競争性の確保に努める。平成6年度早期より前記苦情処理手続が円滑に実施できるよう「政府調達審査委員会」の発足等所要の手続を早急に進める。

(3) 落札方式の改善

最低価格落札方式では十分に対応できない調達案件については、総合評価落札方式を活用することを勧奨する。

当面、コンピューター、電気通信及び医療技術の分野の一定の調達案件について、平成6年度末を目途に総合評価落札方式を活用する際の評価基準を作成し、総合評価による調達を導入することとする。

(4) その他アクション・プログラムの着実な実施

その他上記アクション・プログラムに盛り込まれている措置については、別紙5のスケジュールに従い着実な実施を図る。

IV. 日米包括協議優先三分野における自主的措置

日米包括経済協議の「優先三分野」である、電気通信・医療技術の政府調達、保険、自動車・自動車部品の各分野についても、これまでの交渉の進捗状況に応じ、現時点で政府として自主的にとりうる最大限の措置をとることを決定した。

今回の措置の実施を基礎として、日米経済関係の一層円滑な運営が図られることが期待される。また、こうした措置は、当然のことながら、米国以外の諸外国に対しても一律に均霑する形で適用される。

1. 電気通信・医療技術分野の政府調達

我が国の政府調達については今回の対策において物品一般の調達に関し自主的措置を講じることとしたが、更に、電気通信及び医療技術の各分野に関しては、内外無差別、透明、公正、競争的かつ開放的な政府調達手続を確保するとともに競争力ある外国製品及びサービスに対する市場アクセス及び販売を相当程度増大させることを意図

し、また日米包括経済協議において、これまで話し合いが進められた事項も踏まえ、概要以下のとおりの措置を講じることとした。同措置は、原則として平成6年度当初予算に係る調達から実施することとする。(詳細は参考資料)

- (1) より多くの競争力ある内外の供給者に対し入札手続への参加の機会を与えるとの観点から、入札前段階における早期の無差別かつ公正な情報アクセス確保のための手段として、①当該年度における基準額以上の全調達案件につき調達の概要等の情報の可能な限り早い段階での官報公示、②原則として80万SDRを超える大型の既製品及び基準額以上の開発・改造品につき意見招請する旨を入札公告前に一定の十分な期間を置いて官報公示、③意見招請を行う調達案件につき入札前説明会の必須化等、を行う。
- (2) 随意契約を一層縮減し競争入札の機会を拡大するとの観点から、基準額以上のすべての調達案件につき、既に競争的手続を適用したが入札者がいない場合等又は極めて緊急な場合を除き、契約予定日の少なくとも40日前に官報に調達案件を公示する。
- (3) これまでも非研究開発衛星、スパコン、コンピューターの先端技術分野の調達措置においては、価格以外の技術的、機能的要因を重視する必要があるとの観点から総合評価方式が定められているところであるが、電気通信及び医療技術分野の調達についても、技術的、機能的要因を考慮して調達を図るとの観点から、措置実施から一年の準備期間の後、基準額以上の開発・改造案件及び原則として80万SDRを超える調達案件につき、総合評価方式により評価して落札を行う。
- (4) また、電気通信と医療技術の各分野の特性に鑑み、以上に加え、特に、電気通信分野では、関心を表明した潜在的下請け業者のリストを作成・公表し、また医療技術分野においては、基準額如何にかかわらずすべての調達に関し一定の調達情報を公表する。
- (5) すべての供給者に対し措置の公正な実施を確保するとの観点から、新たに措置の対象となる調達案件についての苦情処理体制を整備し、苦情処理については、新たなガット政府調達協定が我が国について効力を生じるまでの間、「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」の苦情処理の手続を準用する。
- (6) このほか、措置の実施状況を評価し、措置の実施に伴い生じる具体的問題に対処することを目的として措置のレビューを実施する。レビュー会合においては統計等の関連情報を活用し、措置の実施状況及び供給者の活用状況を点検するとともに、内外企業・団体からの意見を聴取する機会も設ける。

2. 保険

- (1) 我が国の保険制度を、更に一層透明性の高いものとし、契約者保護に配慮しつつ、規制緩和を推進し、競争力ある内外の供給者がより容易に市場参入できるよう、我が国政府が自主的に措置することは、市場開放に対する積極的取組みという観点からも、重要である。

我が国としては、保険審議会において平成4年6月に「新しい保険事業の在り方」と題する答申を取りまとめ、①規制緩和・自由化による競争の促進、事業の効

率化、②健全性の維持、③公正な事業運営の確保、の3つの指針に則り、保険制度の改革に現在鋭意取り組んでいる。なお、保険制度改革に伴う保険業法等の改正法案の国会提出を、可能な限り平成7年中に行う予定としている。

(2) 保険制度改革の趣旨及び日米包括経済協議における議論等を踏まえ、我が国としては概要以下の保険に係る自主的措置を講ずる。(詳細は参考資料)

① 透明性の向上のための措置

- (a) 免許・商品認可基準の明確化 …… (平成6年施行の行政手続法の遵守)
- (b) 開発利益 …… (導入する場合は、その基準の明確化)
- (c) 業界団体等への参加 …… (支店形態の外国保険会社の加入を可能とする(社)日本損害保険協会の定款変更)
- (d) 保険制度改革に係わる外国保険会社からの意見聴取
- (e) 届出及び申請に対する手続上の保護

② 規制緩和措置

- (a) 商品及び料率の認可の弾力化 …… (標準料率、自由料率が適用される保険商品の対象範囲の拡大等)
- (b) 保険ブローカー制度の導入 …… (保険制度改革の一環として導入)
- (c) クロスボーダー取引 …… (保険制度改革の一環として日本国籍の航空機、外航船舶に対する海外からの直接付保を自由化)

③ その他

独占禁止法の適用除外制度・・・(保険審議会答申を参照しつつ、平成7年度までに、保険業法に規定されている独占禁止法の適用除外制度の見直しを行う。)

3. 自動車・自動車部品

我が国政府は、自動車・自動車部品分野において、外国自動車部品産業の日本市場等への参入を拡大し、我が国自動車産業と外国自動車部品産業との間の長期的取引関係の樹立を促進するとともに、外国製自動車の輸入円滑化のため種々の措置を講じてきた。また、我が国の自動車産業も、各国の自動車産業・自動車部品産業との産業協力、現地化の推進、輸入促進等に積極的に取り組んできたところである。

今回、更に我が国政府は、外国における生産拠点による外国製自動車部品の調達拡大や我が国市場への外国製自動車及び自動車部品の輸入促進等市場アクセスの拡大を追求するため、次の措置を講ずることとする。

なお、我が国主要自動車関係団体及び自動車メーカーも、自動車・自動車部品分野における取引が民間ビジネスの問題であり、その取引の拡大のためには、民間相互の努力の積み重ねが不可欠であるとの認識に基づき、自主的な対応を採ったところであり、政府としてもその努力を歓迎したい。(参考資料を参照)

(1) 取引拡大のための支援措置

① 財政支援

日本政府は、外国製自動車・自動車部品の取引の拡大を図るため、輸入車展示会の開催、デザイン・イン研修の支援等、日本貿易振興会が、関係事業者、関係外国政府機関等と協力して行う事業に対して財政支援を行う。

(平成6年度事業費の一部として、平成6年度予算政府案では780万ドルの財政支援を予定。)

② 情報提供等

(a) 自動車登録情報の提供

自動車登録情報の提供については、外国自動車メーカー等からの申請があれば国内の自動車メーカーと同一の条件で情報を提供する。

(b) 補修部品に関する周知徹底

1) 自動車ディーラー、自動車整備業者等に対し、自動車の検査において、外国製の自動車部品の使用を差別的に取り扱っていないことを周知徹底するためのキャンペーンを積極的に実施する。

2) 外国部品メーカーによる自社製部品に関する情報の提供について、関係各団体における、機関誌への掲載、セミナーの開催等を通じ、積極的に支援する。

(2) 基準認証制度の改善

① 本年3月に型式指定取得促進ミッションを米国に派遣したところ、GM、フォード及びクライスラーの米国メーカーから今後は型式指定取得を基本とする旨の表明があり、これを促進するため、平成6年春から運輸省の自動車審査担当者をデトロイト総領事館に常駐させる。

② 基準については、既に基本的な部分では整合化が図られているが、より一層の日米欧間の国際基準調和に積極的に取り組む。

③ 米国から要望のあった16項目については、平成6年末までに結論が得られるよう日米基準認証専門家会合の早急な開催に向けて努力する。

④ 輸入車特別取扱制度(PHP)により輸入された自動車の検査については、ディーラーへの検査官の派遣を引き続き実施する。

(3) 独占禁止法の厳格な運用

① 公正取引委員会は、自動車産業を含むあらゆる産業における独占禁止法違反行為に対し、関係するガイドラインに示された考え方に従い、引き続き厳正に対処する。独占禁止法違反の事実に関する情報については、公正取引委員会に報告することができ、公正取引委員会は、報告を受けた情報の内容と信憑性に応じて適切に対処する。

② 公正取引委員会は、平成5年6月に公表した自動車及び自動車部品の取引についての実態調査結果において、独占禁止法に違反する行為は見られなかったものの、競争政策上の観点から指摘した問題点について、引き続き注視していく。

(4) 上記措置のレビュー等

① 日本政府は、上記の政府による措置について、年2回定期的にレビューする。

②(a) 日本政府は、自動車部品の購入実績、完成車の輸入実績等を政府公式統計及び民間団体の統計を活用し、年2回定期的に把握する。

(b) 日本政府は、次の要素を考慮し、(a)の自動車部品の購入実績及び完成車の輸入実績等の評価・分析を行う。

1) 世界経済及び日本経済の状況、為替レート、世界及び日本の自動車需要・

ユーザーニーズの動向等

2) 日本自動車産業及びディーラーの種々の活動状況

(自動車部品については、外国サプライヤーとのデザイン・イン活動、R&D施設の現地化状況、外国サプライヤーへの改善指導活動、購買ミッションの派遣状況等。

自動車については、外国自動車メーカーとの協力状況、外国自動車のデュアルディーラーシップを含む我が国ディーラーの外国自動車取扱い状況等。

)

3) 外国政府の協力等により収集される外国自動車産業及び自動車部品産業の種々の活動状況(自動車部品については、開発リードタイムの短縮状況、価格・品質面での競争力等。自動車については、右ハンドル車の投入状況、セグメント別投入状況、価格、アフターサービスの状況等)

(c) 日本政府は、(b)の評価・分析等に基づき、上記(1)~(3)に関し、要すれば、適切な措置を講ずる。また、我が国自動車関連産業等にその評価・分析を情報提供する。

(d) 上記(b)に当たっては、日本政府は、外国政府と協力して行う用意がある。

V. 調和ある国際経済社会の構築に向けた政策協調

1. 米国との間では、今次決定の方針に基づき、経済分野での諸懸案の解決が図られ、また、包括経済協議の枠組みの下で他の分野につき協議を進め、よって、政治、安全保障、経済、地球的規模の協力の各分野についての日米間の緊密な関係が維持、強化されることを期待する。

2. 相互依存関係の範囲及び深さがかつてないほど強まりつつある今日の国際経済社会においては、我が国は、米国、EU等先進諸国や発展途上国と協調して、新たに創設されるWTOの下で、多角的貿易体制の維持・強化を図るとともに、サミット、OECD等の場はもとより、日・EU間の協議の場等を通じて政策対話、政策協調を行うなど、我が国及び世界の安定的発展に向けて引き続き努力する。

また、アジア・太平洋地域における成長のダイナミズムの維持・発展のため、APECの域内協力を推進する。